

令和元年度 第10回庁議要旨

日時：令和元年8月20日（火）
午前9時～午前10時10分
会場：庁議室

[審議事項]

1 保育所保育料の震災減免の見直しについて（福祉部）

幼児教育・保育の無償化については、本年5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布され、10月以降、認可保育所に入所する3～5歳児の副食費（食材料費）は、保育料から切り離され、保護者が実費負担することとなった。ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の児童の副食費は、免除となる。

また、東日本大震災で被災した世帯の保育料の減免に要する費用については、宮城県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金の対象経費として全額補填されているが、同補助金の対象となるのは保育料のみであり、副食費は対象外となり、市独自に減免措置を継続した場合は、全額市負担となる。

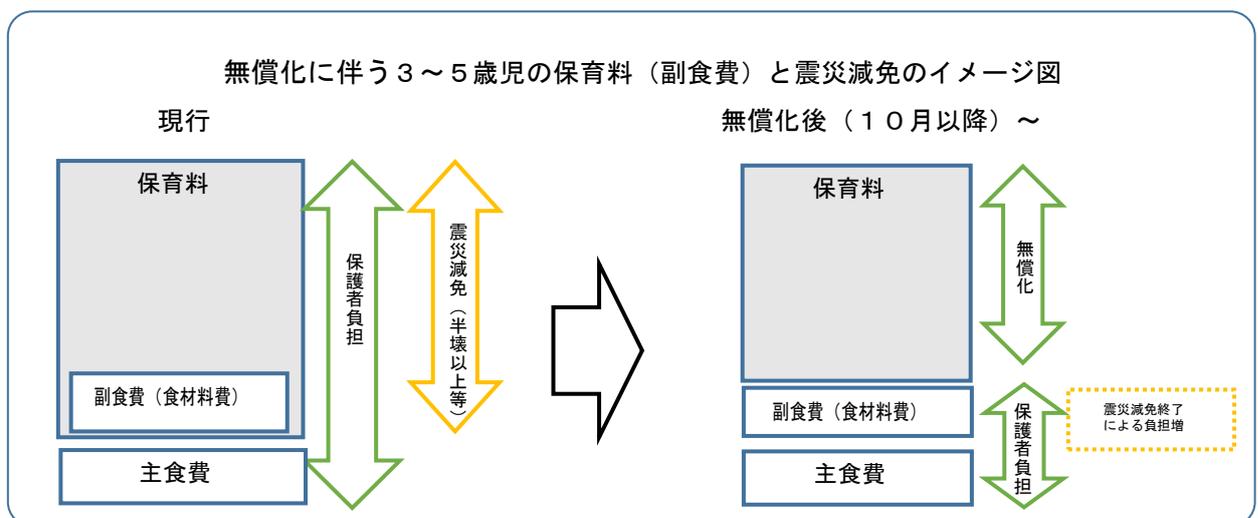
このことから、東日本大震災により被災（半壊以上等）し、現在保育料が全額減免となっている3～5歳児の世帯について、保育料の無償化後、副食費相当額分の負担を求める必要が生じた。

幼児教育・保育無償化後、認可保育所に入所する3～5歳児の副食費（食材料費）について適切な利用者負担を求めるもの。

(1) 主な内容

10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、9月末をもって認可保育所に入所する3～5歳児の震災減免を終了し、副食費（月額4,500円）については、保護者の実費負担とする。

なお、認可保育所に入所する0～2歳児については、10月以降もこれまでと同様に、副食費が保育料に含まれることから、現行の震災減免の取り扱いを継続する。



(2) 今後の予定

令和元年 9月 市議会第3回定例会に関連補正予算案について提案
東日本大震災に伴う石巻市保育所保育料の減免に関する要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和元年10月1日)
10月 副食費(食材料費)の実費負担

2 半島沿岸部における市営住宅の単身者の入居要件の緩和について(建設部)

半島沿岸部の河北地区、雄勝地区、北上地区、牡鹿地区は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に規定する過疎地域(旧河北町、旧雄勝町、旧北上町、旧牡鹿町の地域)に指定されており、同地域に整備された市営住宅は同居親族要件を満たすものとみなし単身者の入居要件が緩和されており、60歳以下の単身者等の入居が認められている。

一方、半島沿岸部でも旧石巻市荻浜地区は過疎地域に指定されておらず、隣接する過疎地域(旧牡鹿町)と同等の住環境にも関わらず単身者の入居が制限されている。

特に高齢化が進んでいる半島沿岸部において過疎地域と同様に荻浜地区の単身者の入居要件を緩和することにより、空き住戸を解消し地域の活性化を図るもの。

(1) 主な内容

市営住宅条例及び市営住宅条例施行規則の一部を以下のとおり改正し、過疎地域に隣接し過疎地域と同等の住環境にあり民間賃貸住宅の供給がない荻浜地区(荻浜、折浜、狐崎浜、小積浜、侍浜、竹浜、月浦、福貴浦、牧浜、桃浦)に整備された市営住宅については他の過疎地域と同様に同居親族要件を満たすものとみなし単身者の入居要件を緩和する。

【入居要件のうち関連部分】

市営住宅条例附則第9項(要約)

改正後	現行
過疎地域及び市長が規則に定める地域に存する市営住宅については同居する親族がない場合においても、入居資格要件を具備する者とみなす。	過疎地域の市営住宅については同居する親族がない場合においても、入居資格要件を具備する者とみなす。

市営住宅条例施行規則第4条の5(追加)

改正後	現行
条例附則第9項に規定する地域は、荻浜地区(荻浜、折浜、狐崎浜、小積浜、侍浜、竹浜、月浦、福貴浦、牧浜、桃浦)とする。	(追加)

(2) 今後の予定

令和元年9月 市議会第3回定例会に市営住宅条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和元年10月1日)
市営住宅条例施行規則の一部改正(施行予定年月日：令和元年10月1日)

3 (仮称)石巻市複合文化施設の設置について(教育委員会)

東日本大震災により被災し解体した石巻市民会館及び石巻文化センターの再建にあたり、文化ホール機能と博物館機能を併せ持つ(仮称)石巻市複合文化施設として整備を進めている。

市民の芸術文化の振興等の促進を図ることによる市民生活の向上と、文化芸術等の資料を収集し、展示を行うことで市民の教養の向上を図り、本市の文化芸術の発展に寄与する。

(1) 主な内容

(仮称)石巻市複合文化施設として、(仮称)石巻市芸術文化センター及び(仮称)石巻市博物館の整備を進めるもの。

① (仮称)石巻市複合文化施設について

ア 施設概要

鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階建て

所在地：石巻市開成1番地8

建築物の最高高さ 36.08m

敷地面積：22,323.89㎡

建築面積：8,403.14㎡

延べ面積：13,315.13㎡

駐車場：348台

② (仮称)石巻市芸術文化センターについて

ア 施設概要

延べ面積：10,805.96㎡

大ホール：1,254席(中ホール利用の場合は812席)

小ホール：300席

大研修室、研修室1～4、和室、活動室1～4、市民ギャラリー、創作室、アトリエ、小楽屋1～6、中楽屋1～4、大楽屋1～2ほか

イ 運営方法

(ア) 管理運営 指定管理者に行わせることができるものとする。

(イ) 使用料金 別表のとおり ※使用料等は減免することができるものとする。

(ウ) 開館時間 午前9時から午後10時までとする。ただし、特別な事由があると認められる場合は、開館時間前及び開館時間後の使用も可能とする。

(エ) 休館日 休館日は毎週月曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日を休館日とする。また、12月28日から翌年の1月4日についても休館日とする。

※教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、または開館日に休館することができる。

③ (仮称)石巻市博物館について

ア 施設概要

延べ面積：2,509.17㎡

常設展示室：832.22㎡

企画展示室：377.12㎡

収蔵庫1(中湿)、収蔵庫2(低湿)、収蔵庫3(高湿)、学芸室ほか

イ 運営方法

(ア) 管理運営 指定管理者に行わせることができるものとする。

(イ) 観覧料金 別表のとおり ※観覧料は減免することができるものとする。

(ウ) 開館時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、特別な事由があると認められる場合は、開館時間前及び開館時間後の使用も可能とする。

(エ) 休館日 休館日は毎週月曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときはその翌日を休館日とする。また、12月28日から翌年の1月4日についても休館日とする。

※教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、または開館日に休館することができる。

(2) 今後の予定

令和元年 9月 市議会第3回定例会へ(仮称)石巻市複合文化施設条例の制定について提案

12月 市議会第4回定例会へ指定管理者の指定について提案

令和2年 4月 指定管理者による事前予約等の準備業務開始

同月 プレイベントの実施

12月 (仮称)石巻市複合文化施設建設工事完了

令和3年 3月 (仮称)石巻市複合文化施設開館

4 牡鹿地域拠点エリア観光物産交流施設のテナント区画使用料の減免について(牡鹿総合支所・産業部)

東日本大震災により、おしかホエールランドや周辺の観光商店街、航路事業所などが被災したことにより、地域の事業者は一時的に仮設店舗での営業や転職を余儀なくされ、牡鹿地域における観光・商業及び離島航路の拠点としての機能が失われた状況となっている。

そのため、牡鹿地域の中心地である鮎川浜に、賑わいを創出し復興の核となるゾーンとして、地域拠点エリア整備計画を策定し事業を進めてきた。

牡鹿地域の事業者は、未だ経済的体力が回復しておらず、観光物産交流施設テナント内装工事等に保有資金の大部分を使うことから、テナント区画使用料を減免することにより、被災事業者の負担軽減を図り経営の安定化に資する。

(1) 主な内容

① 減免対象 東日本大震災により被災した市内の事業者又は市長が特に認めた場合

② 減免額 1㎡あたり1月につき1,700円

(土地及び建物の使用料は、防災集団移転事業における移転団地の借地料に準拠し、その算定結果が固定資産税相当(1.4%)となるよう、条例第8条別表第3に規定する1平方メートル1月につき2,210円から1,700円を減額する。)

③ 減免期間 5年間(令和元年9月1日から令和6年3月31日まで)

(2) 今後の予定

令和元年	9月	石巻市牡鹿地域拠点エリア条例及び施行規則施行 牡鹿地域拠点エリア使用料の減免について告示 牡鹿地域拠点エリア一部供用開始
	10月	石巻市牡鹿地域拠点エリア観光物産交流施設テナント開業

[報告事項]

1 行政委員任命に係る欠格条項の見直しについて（復興政策部）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づき、成年被後見人等（※）の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されたことに伴い、関係条例である、石巻市行政委員設置条例も同様に改正が必要となった。

※成年被後見人等：成年被後見人及び被保佐人

成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図る。

(1) 主な内容

石巻市行政委員設置条例第6条に定める欠格条項のうち、「成年被後見人又は被保佐人」を削除することにより、行政委員の適正な任用を図る。

(2) 今後の予定

令和元年 9月 市議会第3回定例会に石巻市行政委員設置条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和元年12月14日)

2 会計年度任用職員制度の導入について（総務部）

地方公務員の臨時・非常勤職員については、平成28年4月現在、全国で約64万人と増加しており、また、教育、子育て等様々な分野で活用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっている。このことから、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布された。

従来は制度が不明確で、各地方公共団体によって任用・勤務条件等に関する取扱いが異なるため、統一的な取扱いを定め、今後の制度的な基盤を構築しなければならない。

一般職の会計年度任用職員（※）制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図る。

※会計年度任用職員：

- ・「一会計年度を越えない範囲内で置かれる非常勤の職」となる一般職の非常勤職員。
- ・勤務時間に応じて次のとおり2つに区分される。

フルタイム会計年度任用職員・・・1週間当たりの勤務時間が38時間45分

パートタイム会計年度任用職員・・・1週間当たりの勤務時間が38時間45分より短い

(1) 主な内容

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本市の関係条例を整備するもの。

① 関係法の一部改正の概要

ア 地方公務員法

適正な任用等を確保するため、以下の改正が行われた。

(ア) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

- ・ 新地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員について、専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化する。
- ・ 「臨時的任用」は、緊急の場合等に職員を任用するが、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に該当することを新たに追加し厳格化する。

(イ) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

イ 地方自治法

非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、会計年度任用職員に期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備された。

② 今回整備する本市の関係条例

- ア パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（新規）
- イ フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例（新規）
- ウ 石巻市職員等の旅費に関する条例
- エ 石巻市職員の給与に関する条例
- オ 石巻市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- カ 石巻市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- キ 石巻市職員の育児休業等に関する条例
- ク 石巻市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
- ケ 石巻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- コ 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(2) 今後の予定

令和元年9月 市議会第3回定例会にパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の制定及び石巻市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）

3 消防団員任命に係る欠格条項の見直しについて（総務部）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づく、成年被後見人等（※）の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されたことに伴い、関係条例である、石巻市消防団条例も同様に改正が必要となっ

た。

※ 成年被後見人等：成年被後見人及び被保佐人

成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図る。

(1) 主な内容

石巻市消防団条例第6条に定める欠格条項のうち、「成年被後見人又は被保佐人」を削除することにより、消防団員の適正な任用を図る。

(2) 今後の予定

令和元年 9月 市議会第3回定例会に石巻市消防団条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和元年12月14日)

4 石巻市水産物地方卸売市場石巻売場及び牡鹿売場の使用料等の見直しについて（産業部）

令和元年10月1日より消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に改定されるとともに、軽減税率が導入されるため、石巻市水産物地方卸売市場石巻売場及び牡鹿売場（以下「卸売場」という。）の使用料等の見直しが必要となっている。

消費税改定後の適正な原価に基づき卸売場使用料等を算出し、受益者負担の適正化を図る。

(1) 主な内容

卸売場使用料及び委託手数料における適正な料金設定を実施し、改定する。

卸売場使用料（卸売人⇒市）：卸売金額については、軽減税率が適用されるため8%、卸売場使用料は10%となり税率の違いが生じることとなり、卸売場使用料の算出に当たっては、軽減税率導入後も実際の収入が減額とならないように改正するもの。

委託手数料（漁業者⇒卸売人）：10%となり、卸売場使用料と同様に税率の違いが生じることとなり、委託手数料の算出方法に当たっては、軽減税率導入後も実際の収入が減額とならないように改正するもの。

市場条例第7条（卸売市場に係る使用料等）

改正後			現行		
区分	使用料		区分	使用料	
卸売場 使用料	石巻売場	卸売金額（消費税及び地方消費税額を除く。）の1,000分の5に1.1を乗じた額	卸売場 使用料	石巻売場	卸売金額（消費税及び地方消費税額を含む。）の1,000分の5
	牡鹿売場	同上		牡鹿売場	同上

市場条例規則第33条（委託手数料）

改正後	現行
卸売業者が委託者から収受する委託手数料の額は、卸売金額（消費税及び地方消費税額を除く。）の1,000分の50以内に1.1を乗じた金額とする。	卸売業者が委託者から収受する委託手数料の額は、卸売金額（消費税及び地方消費税額を含む。）の1,000分の50以内とする。

(2) 今後の予定

令和元年 9月 市議会第3回定例会に石巻市水産物地方卸売市場条例の一部改正について
提案（施行予定年月日：令和元年10月1日）

5 令和元年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について（教育委員会）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」ものとなっており、本市では、平成20年度から、震災直後の平成23年度を除き毎年実施している。

点検及び評価の実施に当たっては、学識経験者の知見の活用を図るものとされており、3名の学識経験者を選任し、意見聴取を行っている。

意見聴取した結果を石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価報告書（以下、「報告書」という。）としてとりまとめ、公表することによって、市民に対する教育行政の説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的な教育行政の運営に資することを目的とする。

(1) 主な内容

平成30年度に実施した「石巻市教育振興基本計画実施計画」の掲載事業から、将来に渡り長期的に継続していくべき事業、子どもの安全・安心のため重点的に取り組むべき事業として、学校教育分野で12事業、社会教育・保健体育分野で4事業の合計16事業を選定し、点検及び評価を実施した。

点検・評価の実施方法

- ① 教育委員会各課において、対象事業における実施状況、成果等の自己点検及び評価を行う。
- ② 学識経験者から意見を聴取し、報告書としてとりまとめる。
- ③ 教育委員会定例会にて審議後、報告書を議会へ提出、市ホームページに掲載する。

(2) 今後の予定

令和元年9月 市議会第3回定例会に報告書を提出
同月 ホームページに掲載

以 上